



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 25 日 (火)
第 589 号

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	247
○栃木県看護職員修学資金貸付金に係る公金事務の委託	248
○県営土地改良事業計画の決定	248
○県営土地改良事業計画変更の決定	248
○道路の供用開始	249
○都市計画事業計画の変更認可	249
○同	250
○同	250
○都市公園の区域の変更	250

公 告

○令和 7 (2025) 年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集	251
○公共測量の実施	251
○公共測量の終了	252
○同	252
○開発行為の工事完了	252

正 誤

○令和 6 (2024) 年号外第 74 号中	253
-------------------------	-----

告 示

栃木県告示第 122 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第 54 条の 2 第 4 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所 在 地	名 称	所 在 地	
令 和 7 (2025) 年 3 月 5 日	株 式 会 社 TSUNAGI	小山市城山町 2- 10-17 ポレスター ステーションシ ティ城山 1107 号	歩行リハビリセン ター・歩行特化 型 デイサービス TSUNAGI	栃木市昭和町 8- 5 (栃木市都賀町 合戦場 772-1)	地域密着型 通所介護

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託した公金事務の内容
栃木県看護職員修学資金貸付金に係る償還金の徴収
- 2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地
(1) 名称
ニッテレ債権回収株式会社
(2) 主たる事務所の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日
(1) 指定をした日
令和 7 (2025) 年 1 月 17 日
(2) 委託をした日
令和 7 (2025) 年 1 月 20 日
- 4 委託期間
令和 7 (2025) 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日まで

(医療政策課)

栃木県告示第124号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営上古山地区土地改良 (区画整理) 事業	令和 7 (2025) 年 3 月 26 日から 同年 4 月 22 日まで	令和 7 (2025) 年 5 月 7 日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第125号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営那須北（那須塩原）地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和 7（2025）年 3 月 26 日から 同年 4 月 22 日まで	令和 7（2025）年 5 月 7 日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7（2025）年 3 月 25 日から同年 4 月 23 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7（2025）年 3 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
83	一般県道 太平山公園線	栃木市平井町字馬場491-7 から 栃木市平井町字馬場496-1 まで	令和 7（2025）年 3 月 25 日

(道路保全課)

栃木県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和57年栃木県告示第1015号小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和 7（2025）年 3 月 25 日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称
下野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57（1982）年11月 5 日～令和 9（2027）年 3 月 31 日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和57年栃木県告示第1015号、昭和58年栃木県告示第941号、平成元年栃木県告示第268号、平成元年栃木県告示第893号、平成 7 年栃木県告示第157号、平成 8 年栃木県告示第204号、平成 8 年栃木県告示第205号、平成 9 年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第194号、平成10年栃木県告示第197号、平成13年栃木県告示第44号、平成15年栃木県告示第451号、平成15年栃木県告示第452号、平成17年栃木県告示第829号、平成19年栃木県告示第702号、平成19年栃木県告示第703号、平成25年栃木県告示第24号、平成25年栃木県告示第25号、平成26年栃木県告示第64号及び平成30年栃木県告示第159号の事業地からすべて削る。

- (2) 使用の部分

昭和57年栃木県告示第1015号、昭和58年栃木県告示第941号、平成元年栃木県告示第268号、平成元年栃木県告示第893号、平成 7 年栃木県告示第157号、平成 8 年栃木県告示第204号、平成 8 年栃木県告示第205号、平成 9 年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第194号、平成10年栃木県告示第197号、平成13年栃木県告示第44号、平成15年栃木県告示第451号、平成15年栃木県告示第452号、平成17年栃木県告示第829号、平成19年栃木県告示第702号、平成19年栃木県告示第703号、平成25年栃木県告示第24号、平成25年栃木県告示第25号、平成26年栃木県告示第64号及び平成30年栃木県告示第159号の収用の部分とした事

業地からすべてを使用の部分とし、笹原字古館並びに字金林の各一部を加える。

栃木県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和55年栃木県告示第1134号益子都市計画下水道事業益子町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
益子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
益子都市計画下水道事業益子町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55（1980）年11月25日～令和 9（2027）年 3 月 31 日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和55年栃木県告示第1134号、昭和62年栃木県告示第438号、平成元年栃木県告示第254号、平成 6 年栃木県告示第104号、平成 8 年栃木県告示第593号、平成12年栃木県告示第123号、平成15年栃木県告示第178号、平成21年栃木県告示第233号、平成24年栃木県告示第118号、平成26年栃木県告示第30号、平成31年栃木県告示第205号及び令和 4 年栃木県告示第203号の事業地から大字益子字松ノ木の一部を加える。

栃木県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和52年栃木県告示第206号那須都市計画下水道事業那須町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
那須町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
那須都市計画下水道事業那須町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52（1977）年 3 月 25 日～令和 9（2027）年 3 月 31 日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

（上下水道課）

栃木県告示第130号

栃木県総合運動公園の区域を変更するので、栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第 6 号）第14条の4の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 位置
宇都宮市西川田二丁目の一部
- 2 変更に係る区域
別紙図面のとおり
(「別紙図面」は省略し、その図面を栃木県県土整備部都市整備課に備え置いて一般の縦覧に供する。)
- 3 変更する期日
令和 7 (2025) 年 3 月 31 日
(都市整備課)

公 告

○令和 7 (2025) 年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和 7 (2025) 年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則 (昭和47年栃木県規則第36号) 第 9 条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程 (委託コース)
- 2 応募資格者

学 校 名	所 在 地 等	訓 練 科 名	対 象 者	定 員	入校月
県央 産業技術 専門校	〒321-0905 宇都宮市平出 工業団地48- 4 電話028-689-6380	1 ライフデザイン科	障害種別を問わない	5 人	7 月
		2 パソコン事務科	障害種別を問わない	5 人	9 月
		3 ITパスポート学習科 (e ラーニング)	身体・精神障害者	5 人	12月
		4 事業主委託訓練	障害種別を問わない	15人	随時

注) 全ての訓練科について社会福祉法人等に委託して実施する。

- 3 募集期間及び募集方法

訓 練 科 名	募 集 期 間	応 募 方 法
1 ライフデザイン科	令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 (月) から 同年 7 月 4 日 (金) まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校願書を提出する。
2 パソコン事務科	令和 7 (2025) 年 7 月 14 日 (月) から 同年 8 月 18 日 (月) まで	
3 ITパスポート学習科 (e ラーニング)	令和 7 (2025) 年 10 月 14 日 (火) から 同年 11 月 14 日 (金) まで	
4 事業主委託訓練	随時	

注) 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

- 4 問合せ先
募集についての不明な点は、県央産業技術専門校に問い合わせること。

(労働政策課)

○公共測量の実施

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、渡良瀬川河川事

務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
栃木県日光市足尾町
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年12月19日から令和 7 (2025) 年 7 月31日まで

○公共測量の終了

令和 6 (2024) 年 7 月12日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、さくら市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザ（MMS）（地図情報レベル1,000））
公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル1,000））
- 2 作業地域
さくら市全域
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 6 月26日から令和 7 (2025) 年 3 月10日まで

○公共測量の終了

令和 6 (2024) 年10月 4 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮地方法務局長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業地域
宇都宮市本丸町、御蔵町、天神一丁目、天神二丁目、下河原町、下河原一丁目、中央三丁目の各全部、旭二丁目、河原町、西原町の各一部
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年11月 1 日から令和 7 (2025) 年 2 月28日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡芳賀町大字祖母井字赤坂道下1685番18、1685番19、字赤坂道上1690番11、1690番12	宇都宮市陽東3丁目18番26号メゾンラメールA201	渡 辺 涼
下都賀郡壬生町大字福和田字八龍神前671番4	小山市大字萩島52番地1	門 澤 早 希 門 澤 裕 介
下都賀郡壬生町大字安塚字西南原793番5の一部、793番10	宇都宮市若松原二丁目4番21号	株式会社 r a y

(都市政策課)

正 誤

発 行 番 号	ページ	行	正	誤
令 和 6 (2024) 年 号外第74号	17	5	1 様式	2 様式
	20	2	別記様式第4号を次のように改める。 別記様式第4号(第3条関係)	別記様式第4号(第3条関係)